

京都市消防局訓令甲第2号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第20条第1項中「局長は」の右に「、必要に応じ」を加え、「同項第2号イ」を「第2号イ」に改め、「定期的に」を削る。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第26条第1項中「は、規則」を「は、消防法施行規則（以下「規則」という。）」に改める。

第32条第3項中「指定講習機関」を「局長が指定する講習機関」に改める。

第104条中「知事」を「京都府知事（以下「知事」という。）」に、「第47条の4第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

別表第1第1種対象物の項を次のように改める。

第1種対象物	(1) 政令第4条の2の2第1号に規定する防火対象物
	(2) 政令第4条の2の4に規定する防火対象物
	(3) 検証対象物を有する防火対象物
	(4) 法第10条第1項に規定する製造所又は法第14条の2第1項の規定により予防規程を定めなければならない貯蔵所若しくは取扱所（危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定するものを除く。）を有する防火対象物
	(5) 世界文化遺産対象物
	(6) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

別表第2政令第3条第1項第1号イ及び同項第2号イに規定する資格を有する者の

項中「同項」を削り、同表規則第2条第1項第3号に規定する資格を有する者の項を次のように改める。

規則第2条第1項第3号 に規定する資格を有する者	鉱山保安法第22条第3項に規定する保安管理者 であることを証する書面
-----------------------------	---------------------------------------

別表第2規則第2条第1項第6号に規定する資格を有する者の項中「一級建築士免許書」を「一級建築士免許証」に改める。

別表第3(6)項口に掲げる防火対象物の項を次のように改める。

(6)項口に掲げる防火対象物	(1) (6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
----------------	---

別表第3(16)項イに掲げる防火対象物の項第3号中「（規則13条第2項に規定する防火対象物に限る。）」を削り、「当該用途の部分」を「当該部分」に、「30人」を「10人以上及び床面積の合計が1,000平方メートル」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1種対象物の項の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

(消防局予防部)